令和　　年　　月　　日

保護者　様

インフルエンザによる出席停止の通知書

伊勢崎市立あずま小学校
校長　大澤　正

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

＜インフルエンザの出席停止期間の基準＞
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。また、登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。**（なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。）**

・・・